

第 374 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 374 回三木市議会（令和 5 年 2 月 22 日開会）に提出する議案 23 件（条例関係 9 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 5 件、その他 2 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 1 号議案 三木市学校給食審議会条例の制定について（教育施設課）

ア 制定理由

学校給食の円滑な運営や食育の推進を図るため、学校給食に関する課題等について、学識経験者、保護者の代表者及び学校関係者等から幅広く意見を求め、審議することを目的とした三木市学校給食審議会を設置する必要があるため。

イ 制定内容

(ア) 組織

審議会は、学識経験者、市立学校園に在籍する園児並びに児童及び生徒の保護者の代表者、校長、栄養教諭等 10 人以内をもって組織し、委員は教育委員会が委嘱又は任命する。

(イ) 審議事項

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、三木市の学校給食の実施に関する重要な事項等について調査・審議する。

- a 学校給食の基本方針に関すること。
- b 学校給食費の改定に関すること。
- c 地産地消等の取組方針に関すること。

(ウ) 任期

委員の任期は 2 年とし、再任することができる。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(2) 第 2 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

正規職員と会計年度任用職員との待遇面における格差の解消を図るとともに、定年引上げにより正規職員の勤続年数を延長することを踏まえ、心身の活力の維持及び増進等を行うことにより公務能率の向上に資する特別休暇を

導入する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 正規職員の夏季休暇の付与日数を「7日」から会計年度任用職員と同じ「5日」へ改める。

(4) 次の区分に該当する場合において、連続する3日以内の期間で取得できるリフレッシュ休暇を新設する。

a 勤続年数が20年に達した場合

b 勤続年数が30年に達した場合

ウ 施行期日 令和5年4月1日

(3) 第3号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校再編室）

ア 改正理由

令和5年度から学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を設置することに伴い、その委員に対して報酬を支給する必要があるため。

イ 改正内容

条例の別表に「学校運営協議会委員 年額 5,000円」の項を加える。

ウ 施行期日 令和5年4月1日

(4) 第4号議案 三木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

昨年11月に策定した三木市財政健全化計画に基づき、国家公務員の日当支給に準拠し、職員の旅費の見直しを行う必要があるため。

イ 改正内容

一般職の職員の日当及び食卓料について、「2,600円」から「2,200円」へ減額を行う。

ウ その他

三木市職員の旅費に関する条例施行規則で定める日当の額の一部又は全部を支給しない区域について、別紙2のとおり区域の見直しを行う。

エ 施行期日 令和5年4月1日

(5) 第5号議案 三木市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について（福祉課）

ア 改正理由

昨年 11 月に策定した三木市財政健全化計画に基づき、平均寿命の延伸など社会環境が大きく変化している中で、高齢者福祉施策の見直しを行う必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 敬老祝金の対象者及び額を次のとおり改める。

現 行		改正案	
77 歳	7, 000 円	(廃止)	
88 歳	10, 000 円	88 歳	10, 000 円
99 歳	20, 000 円	(廃止)	
100 歳以上	50, 000 円	100 歳	50, 000 円

(イ) 新たに、男女最高齢者に対する記念品等の贈呈を実施する。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(6) 第 6 号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (医療保険課)

ア 改正理由

健康保険法施行令等の一部改正により出産育児一時金の額が引き上げられたことから、当該額を改める必要があるため。

イ 改正内容

出産育児一時金の額を 40 万 8 千円から 48 万 8 千円に引き上げる。

【出産育児一時金】

現 在	総額 42 万円	本体分 (40.8 万円)	加算分 (1.2 万円)
改正後	総額 50 万円	本体分 (48.8 万円)	加算分 (1.2 万円)

※ 加算分…産科医療補償制度（通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺となったものに補償金（3 千万円）を支払う制度）の適用のある分娩に係る加算金のこと。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(7) 第 7 号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (医療保険課)

ア 改正理由

国民健康保険税は、事業の安定的な運営確保を目的とした国民健康保険財

政健全化計画に基づき、令和 3 年 12 月議会において令和 4 年度から令和 6 年度までの税率改定を行ったところである。

かかる税率については、令和 6 年度までに県が毎年提示する標準保険税率に近似する値となるよう算定したものであったが、納付金の上昇を抑えるため、県が県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入したこと等を要因として、標準保険税率の伸び率が当初想定していたより鈍化している。

そこで、令和 5 年度の保険税率について、収支均衡となるよう、再度改定を行う必要があるため。

イ 改正内容

令和 3 年 12 月議会において議決された令和 5 年度の国民健康保険税の基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係る税率等について、下記のとおり再度改定を行う。

項目		現行	R5 年度 (R3. 12 月議会)	R5 年度 (再改定案)
基礎課税分	所得割	7.6%	9.0%	7.2%
	均等割	31,000 円	37,000 円	31,000 円
	平等割	23,000 円	25,500 円	20,000 円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.6%	2.9%	2.9%
	均等割	10,000 円	11,500 円	12,000 円
	平等割	7,500 円	7,500 円	8,000 円
介護 納付金分	所得割	2.3%	2.7%	2.7%
	均等割	11,000 円	13,500 円	14,000 円
	平等割	6,500 円	7,000 円	7,000 円

ウ 施行期日 公布の日

(8) 第 8 号議案 三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について (商工振興課)

ア 改正理由

条例の失効日を延長し、市内に工場等を新設又は増設する事業者に対する助成を継続することにより、企業立地の促進、既存企業の定着及び雇用の促進を図る必要があるため。

イ 改正内容

条例の失効日を、平成 35 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日に改める。

ウ 施行期日

公布の日

(9) 第 9 号議案 三木市消防団条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部）

ア 改正理由

災害が多発化、激甚化する中、消防団員一人ひとりの役割がより重要な状況となっており、消防団員の処遇を改善し、地域防災力の充実強化を図る必要があることから、消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬の種類として、年額報酬に出動報酬を加え、消防団員の報酬を引上げる必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 「団員」の階級にある者の年額報酬の額を現行 10,800 円であるところを 36,500 円とし、「団員」より上位の階級にある者は、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた支給額とする。
- (イ) 災害及び訓練等に係る出動に対し支給する費用弁償を出動報酬に改め、その額を 1 日当たり 8,000 円を限度に活動時間を勘案した支給額とする。
- (ウ) 費用弁償のうち、災害及び訓練等に関する支給の規定を削る。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

2 条例、予算関係以外

- (1) 第 10 号議案 市道路線の廃止について（道路河川課）
- (2) 第 11 号議案 市道路線の認定について（道路河川課）

県道のバイパス整備に伴う旧道移管及び開発事業により整備された新設道路について、起点又は終点の変更に伴う市道路線の廃止及び新たな市道路線の認定に当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

3 新年度予算関係【別添「令和 5 年度当初予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 12 号議案 令和 5 年度三木市一般会計予算
- (2) 第 13 号議案 令和 5 年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) 第 14 号議案 令和 5 年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) 第 15 号議案 令和 5 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (5) 第 16 号議案 令和 5 年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (6) 第 17 号議案 令和 5 年度三木市水道事業会計予算
- (7) 第 18 号議案 令和 5 年度三木市下水道事業会計予算

4 補正予算関係【別添「令和 4 年度 3 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 19 号議案 令和 4 年度三木市一般会計補正予算（第 11 号）
- (2) 第 20 号議案 令和 4 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- (3) 第 21 号議案 令和 4 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- (4) 第 22 号議案 令和 4 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）
- (5) 第 23 号議案 令和 4 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 3 号）